

# 国土交通省におけるサイバーセキュリティに関する取り組み

---

国土交通省  
令和6年6月

# 「国土交通省所管重要インフラにおける情報セキュリティ確保」に係るガイドライン」の改定について

- 航空、空港、鉄道、物流、港湾の5分野について、令和6年4月に安全ガイドラインを改定し、重要インフラ事業者への周知を実施（水道分野についても、近日、改定予定）

ガイドライン掲載場所：[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei\\_jouhouka9999.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka9999.html)

## 改定ポイント

- ✓ サイバー空間からの脅威やリスクは、それぞれの分野の事情や事業の特性により異なるため、実施すべきリスク管理策も異なる。
- ✓ 同じ物流分野でも「貨物自動車運送」と「倉庫」では運用している情報システムの形態が全く異なることから、分野に応じたセキュリティ対策が求められる。
- ✓ ガイドラインをより実践的なものに改善すべく、事業者へのヒアリング等を踏まえ、個別の分野特性を盛り込んだ内容とするために、物流ガイドラインを3つに細分化。

## 改定前

### 物流分野

・物流分野に含まれる「貨物自動車運送事業」、「船舶運航事業」、「倉庫業」、「港湾運送事業」をまとめて物流分野のガイドラインを作成



## 改定後

### 物流分野 (貨物自動車運送)

・物流分野に含まれる事業毎にガイドラインを作成

- ① 物流分野（貨物自動車運送）
- ② 物流分野（船舶運航）
- ③ 物流分野（倉庫）

※港湾分野は、新たな分野として、別途、ガイドラインを作成